

# 福祉文教常任委員会議事録

(令和2年3月11日)

## 福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年3月11日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 寺町 幸雄 副委員長 羽山 茂男  
委員 辻本 馨 村井 浩二  
 阪口 寛  
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 総務政策課長 奥埜 哲生  
副町長 松村 勝之 財政課長 吉田 雅樹  
教育長 勝良 憲治 福祉課長 松岡 健一  
総務部長 今川 新八 高齢介護課長 東條 信也  
まちづくり推進部長 浅野 達雄 健康増進課長 松井 靖  
健康福祉部長 横田 勝 保険医療課長 子安 逸二  
教育次長 田中 清
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 中村 直幸 西田いく子  
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第7号 平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第8号 平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- (3) 議案第9号 平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第11号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算
- (5) 議案第14号 令和2年度太子町介護保険特別会計予算
- (6) 議案第15号 令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算

---

午前 9時30分 開 会

○寺町委員長 皆さん、おはようございます。

5日に引き続きまして、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、議案第7号、8号及び9号の補正予算案件が3件、議案第11号、14号及び15号の当初予算案件が3件の6件でございます。

よろしくご審議の程お願いを申し上げます。

○松岡福祉課長 おはようございます。

先般の委員会につきましてご意見のごございました資料の提供につきまして、社会福祉法人太子町社会福祉協議会の平成30年度決算報告書をお手元に配付させて頂いております。どうぞご確認ください。

以上でございます。

○寺町委員長 まず、補正予算案件の議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 おはようございます。

議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、内容の説明を申し上げます。

平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算書の1頁をお願い致します。

まず、第1条第1項予算の総額でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ281万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5千585万3千円とするものでございます。

次に、歳出の内容でございますが、8頁、9頁をお願い致します。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額281万1千円は事業別区分1の償還金で、23節償還金利子及び割引料の国・府支出金等返還金で281万1千円を計上致しております。これは、昨年12月に大阪府泉南市が国の会計検査院

の指摘により、国及び府に対し約5億円を返還する必要がある件は、議員各位におかれましても既に新聞等でご承知のことと思いますが、昨年2月4日から2月の8日にかけて、大阪府及び一部府内市町村等に対しまして会計検査院の現地検査が行われ、本町も平成25年度から平成29年度までの間に交付されました、国庫支出金に対する検査を2月6日に受検致しましたところ、平成26年度分から平成29年度分までの4年の間に国特別徴収交付金の算定の基礎となる非自発的失業者の人数に誤りがあるとの指摘を受け、この誤りに伴い、過大交付となった交付金を国庫に返還する為、予算の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。1頁お戻り頂きまして、6頁、7頁をお願い致します。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金で補正額281万1千円は、只今歳出にてご説明致しました会計検査に伴う国への返還金の財源として、財政調整基金繰入金を同額措置致しております。

平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容の説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 只今説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 直接は補正予算に関係はしないんですけども、今、コロナウイルスの感染がどんどん広がっているんですけども、この間、保険適用されるということになったんですけども、太子町で色んな形で保険証が住民のところに届いていないというか、持っていない方というのは、資格証明書は発行していないんですけど、短期保険証なんかあると思いますので、それはどれぐらいなんですか。どんな形になっているんですか。

○子安保険医療課長 保険証をお持ちでない方がどのぐらいいらっしゃるかのご質問かと思えます。被保険証につきましては、毎年10月の一斉更新の際に書留郵便で各ご家庭に郵送させて頂いております。その際にご不在等でお受取り出来なかったものにつきましては、一定期間、郵便局に保管された後、最終的には役場のほうに戻って参ります。その後、役場のほうには各ご家庭に郵便等で改めて役場のほうに戻って来ている旨ご連絡

絡を差し上げまして、その都度、役場のほうに取りに来て頂くか、あるいは再度、ご依頼があれば郵送させて頂くというような形で保険証のほうをお渡しさせて頂いております。又、それでも尚お渡し出来ていない方、若干十数名いらっしゃいます。このような方につきましても、定期的に郵送等でご案内させて頂くと共に、ご自宅のほうにもご訪問させて頂いて、極力残ることのないようにお渡しさせて頂くようにさせて頂いております。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第7号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書の1頁をお開き願います。

第1条です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ823万9千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ12億4千106万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の8頁、9頁をお開き願います。

歳出から説明させて頂きます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 7 7 万円は事業別区分の 2 電算管理事業で、特例個人情報データ標準レイアウト変更に対応する為の電算システムのプログラム変更に係る委託料でございます。財源は国庫支出金と一般会計からの繰入金でございます。

その次、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス等諸費、補正額 7 4 2 万 4 千円は主に居宅介護サービス給付費の増によるもので、補正前の額である当初予算の 1 1 億 1 千 6 7 5 万 2 千円に対し 0.7% の増となっております。事業別区分の 1、一般介護サービス等給付事業で 4 7 7 万 9 千円、次の 2、介護予防サービス等給付事業で 1 5 0 万 3 千円、次の 3、高額介護サービス等給付事業で 1 1 4 万 2 千円をそれぞれ増額しています。又、次の 2 目審査支払手数料、補正額 4 万 5 千円は事業別区分の 1、審査支払事業で介護サービス等給付費の増額に伴うものでございます。

1 枚お戻り頂きまして、6 頁、7 頁の歳入でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 2 1 2 万 5 千円は介護給付費の歳出補正額に伴うものです。その下、2 項国庫補助金、1 目調整交付金、補正額 2 5 万 4 千円も介護給付費の歳出補正額に伴うものでございます。次の 4 目介護保険事業費補助金、補正額 5 1 万 3 千円はシステム整備事業に係る補助金で、補助率は 3 分の 2 となっております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額 2 0 1 万 7 千円も介護給付費の支出補正額に伴うものでございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金、補正額 3 0 万 3 千円も同様に介護給付費の支出補正額に伴うものとなっております。

次の 7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額 9 3 万 4 千円も介護給付費の歳出補正額に伴うものでございます。次の 3 目その他一般会計繰入金、補正額 2 5 万 7 千円は事務費等繰入金で、システム整備に係る経費の 3 分の 1 を一般会計から繰入れるものです。その下、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、補正額 1 8 3 万 6 千円は予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 只今説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 9頁の介護サービス等給付事業なんですけれども、これ介護サービス給付費のほうは大きく増えて、それで、施設介護のほうについては大きく減っていると。これはそれぞれなぜかということで、施設が利用しにくいからか、居宅等施設の利用料に差があるのか、その辺何か理由があるんでしょうか。

○東條高齢介護課長 今のご質問で、今回の補正におきまして介護給付費の増減がありますということなんですけれども、一定当初予算を平成31年度の予算の際に、実績ベースで割とシビアな形で積算させて頂きました。実際にはこの3月末でぎりぎり予算として足りるかな、足りないかな、というような見込みになった時に、今でおっしゃっておられます居宅介護サービス費と施設介護給付費につきましても、全体としまして当初予算の設定からもう一度見直しまして、個々の補正額を算出させて頂きました。先程も説明の中で言わせて頂きましたように、10億円の予算に対しまして、この1の介護サービス等給付費でしたら、0.747%の増というような形になっておりまして、一定は誤差の範囲内かなというのを思っております。もう一点、施設の減につきましては、一定、先程補足説明資料の中で、介護施設の利用者の実績が若干減っているということになってございまして、それは一時的なものかなと考えてございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 この前の委員会でも質問させて頂いたと思うんですけど、太子町内の介護施設で、町内のほうで色々うわさが立っているというところで、全体の介護制度、太子町内の制度、仕組みの中で、介護施設自体をもう閉められる。又、そういう何と言うかな、今まで施設を運営していたやつで当たり前だったのが急になくなるとか、そういうようなことがあるのか。それとも、事前に役所に相談があるのか、教えて頂けませんか。

○東條高齢介護課長 新型コロナウイルスとは関係なしに、一介護事業所がというようなお話でよろしかったかと思えます。先日もご説明させて頂いたように、当然、介護事業所、施設というのは、介護保険の法律に基づきまして、実際にはもし急にそれを閉鎖するというようなことになりましても、利用者にご負担がかからないような形で次の施設なり、事業所を案内するというようになってございますので、当然、中辻先生がお亡くなりになられたということでの急遽というのでない場合におきましては、当然、保険者である役場のほうにご相談頂いて、例えば、中村医院、元ありましたけれども、そこで

認知症対応型のデイサービスをやって頂いておったんですけれども、中村先生がお亡くなりになられて、認知症対応型はやっぱり経営がこれから難しいということになった時に、うちのほうにご相談頂いて閉鎖されたというふうなことはありました。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第8号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号、平成31年度太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算書の1頁をお願い致します。

まず、第1条、第1項予算の総額でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ559万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億182万9千円とするものでございます。

歳出の内容でございますが、8頁、9頁をお願い致します。

2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金、補正額559万5千円は事業別区分1広域連合納付事業の19節負担金補助及び交付金で、広域連合納付金を計上致しております。これは被保険者数及び被保険者の所得の状況が当初予算編成時における見込みを上回ったことから、被保険者に納付して頂く保険料が増加したこと

で、収納した保険料を広域連合に納付する為の広域連合納付金の予算に不足が生じることから、予算の補正を行うものでございます。

歳入でございます。1頁お戻り頂きまして6頁、7頁をお願い致します。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節特別徴収現年分で補正額417万円。2目普通徴収保険料、1節現年分で266万6千円をそれぞれ計上致しております。これは歳出の広域連合納付金でもご説明致しました通り、被保険者数及び被保険者の所得状況が見込みを上回ったことに伴い、保険料を増額補正するものとなっております。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金で124万1千円を減額致しております。これは本特別会計が一般会計から受け入れる保険基盤安定繰入金の額が確定したことを受けて、減額補正を行うものでございます。

平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容の説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 只今説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第9号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、平成31年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案通り可決することに決しました。

次に、当初予算案件の議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

まず、歳入歳出を通じまして、令和2年度予算の特徴につきましてご説明させていただきます。附属説明書の1頁、2頁をお願い致します。

それぞれ歳入歳出の内訳について記載させて頂いておりますが、令和2年度当初予算の総額は14億4千218万1千円で、前年度と比べ8千470万8千円、5.5%の減となっております。これは主に被保険者が引き続き高い割合で減少していることに伴い、保険給付費が減少していることによるものと考えております。

まず、頁右側、2頁のほうから説明させていただきます。歳出でございます。まず、保険給付費でございますが、一般被保険者では被保険者数が減少していることに伴い、又、退職被保険者では平成31年度をもって退職者医療制度が終了したことに伴い、診療報酬の月遅れ請求等への対応の為に科目設定の為に頭出しとして予算計上したことから、保険給付費の合計額、計ア不足イ不足ウと書いている部分でございます。前年度比8千588万3千円、率にしまして8.3%減の9億4千998万2千円を計上致しております。尚、保険給付費の積算に当たりましては、平成30年度までの実績及び31年度の3月から11月診療分の実績等を加味し、計上させて頂いております。

次に、被保険者の方々から納付して頂きました保険料等を大阪府に納付する事業費納付金では、被保険者数が減少しているものの、被保険者の高齢化等による医療費の増や後期高齢者支援金等の増に伴い、事業費納付金の計で前年比184万円、率にしまして0.4%増の4億2千421万4千円を計上致しております。

次に、左側1頁のほうの歳入でございます。まず、保険料では被保険者数は減少しているものの、医療費の増や後期高齢者支援金等の増に伴い、国保事業納付金が前年度に比べ微増となったことから、前年比15万2千円増の3億832万7千円を計上致しております。又、国支出金の国庫補助金は、令和3年3月から始まるオンライン資格確認に係る電算システムの改修経費に対する補助金で148万5千円を計上致しております。次に、府支出金では、支出の保険給付費の減に伴い、その財源として交付される保険給付費等交付金の普通交付金の減等により8千520万円、7.8%減の10億1千29

5万3千円を計上致しております。次に、基金繰入金でございますが、被保険者の高齢化等による医療費や後期高齢者支援金等の増により、被保険者数が減少しているにもかかわらず、事業費納付金が微増となる状況の下、急激な保険料上昇を抑制する目的で国保財政調整基金繰入金を1千300万円計上致しております。

1頁めくって頂きまして、3頁をお願い致します。

上段の国保加入者の状況でございます。まず、表の中ほどでございますが、一般被保険者では3千34人で、前年度と比べ105人の減。又、退職被保険者数では、制度の終了により令和2年度につきましてはゼロ人となっております。又、下の表は一般被保険者における1人当たりの医療費の推移を表しており、令和2年度の1人当たり医療費は、平成31年度の年度途中までの実績を加味し、38万2千850円を見込んでおります。

それでは、予算書のほうをお願い致します。

186、187頁をお願い致します。

まず、歳出からでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費907万1千円、前年度比137万6千円の増でございます。事業別区分1の一般管理事業では、国保連合会に委託している診療報酬等の支払い業務の他、各種通知書作成に係る電算業務委託料、第三者行為の求償事務手数料、電算システムに係るクラウド利用料、国保連合会への負担金等を計上致しております。主な増の要因と致しましては、オンライン資格確認に伴います電算機器プログラム変更等委託料の増によるものとなっております。2項徴収費、1目賦課徴収費699万5千円、前年比3千円の増。事業別区分1の賦課徴収事業では、納付書等の印刷費、郵送料及び口座振替手数料やコンビニ収納代行業務委託料、電算機器及びシステムプログラム賃借料等を計上致しております。

次の頁、188、189頁をお願い致します。

3項運営協議会費、1目運営協議会費15万4千円、前年度比3千円の増。国保運営協議会に係る委員報酬等の経費を計上致しております。運営協議会議員は9名でございます。

その下、2款保険給付費、1項療養諸費でございます。1目一般被保険者療養給付費8億427万3千円及び目が前後致しますが、その下、1つ飛ばして下で、3目一般被保険者療養費1千758万3千円は、平成30年度までの給付実績及び直近の療養給付費、療養費の見込みを勘案し、計上させて頂いております。先程飛ばしました2目退職

被保険者等療養給付費及び1つ飛ばして下の4目退職被保険者等療養費は、退職者医療制度の終了に伴い、科目設定の為の頭出しとしてそれぞれ1万円を計上致しております。その下、5目審査支払手数料の250万円は、国保連合会への療養給付費等の審査支払手数料で、前年度と同額の250万円を計上致しております。その下、2項高額療養費でございます。1目一般被保険者高額療養費1億1千131万4千円は、過去からの給付実績や直近の給付見込みを勘案し、計上させて頂いております。

次の頁をお願い致します。190、191頁でございます。

2目退職被保険者等高額療養費は、退職者医療制度の終了に伴い、頭出しとして1万円を計上致しております。3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、こちらにつきましても給付実績並びに直近の給付見込みを勘案し、前年度に比べ50万円減の50万円を計上致しております。4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、他の退職被保険者に係る保険給付費として同様に、科目設定の為の頭出しとして1千円を計上致しております。その下、3項助産諸費、1目出産育児一時金1千8万円は、昨年度と同額を見込んでおり、出産1人につき42万円、24人分を計上致しております。その下、4項葬祭諸費、1目葬祭費140万円は昨年度と同額を見込んでおり、被保険者の葬祭1件につき5万円、28件分を計上致しております。5項精神・結核医療給付金、1目精神・結核医療給付金につきましては、過去の実績、直近の見込み等を考慮し、前年比10万円増の220万円を計上致しております。

次の頁をお願い致します。192、193頁でございます。

6項移送費、1目一般被保険者移送費及び2目退職被保険者等移送費につきましては、緊急やむを得ない理由により医師の指示で移動が困難な重病人を転院させた時に支給されるものとなっており、1目一般被保険者移送費は前年度と同額の10万円を、2目退職被保険者等移送費は頭出しの1千円をそれぞれ計上致しております。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分で前年度比434万4千円増の2億9千547万3千円は、本町で収納致しました保険料や一般会計からの保険基盤安定繰入金等を大阪府に納付するものとなっており、本年1月の大阪府におけます令和2年度の本算定結果に基づき、大阪府から本町に対し提示された事業費納付金の医療給付費分を計上させて頂いております。その下、退職被保険者等医療給付費分は、退職者医療制度が終了しておりますことから、廃目となっております。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分で前年比3

万2千円増の9千391万4千円は、後期高齢者医療保険制度に対する現役世代の支援金で、医療分と同様に、大阪府から本町に対し後期高齢者支援金分として提示のあった事業費納付金を計上させて頂いております。その下、退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、医療給付費分と同様に、退職者医療制度の終了により廃目となっております。

次頁194、195頁をお願い致します。

3項介護納付金分、1目介護納付金で前年比225万9千円減の3千482万7千円は、介護保険制度における2号被保険者に係る保険料で、介護納付金分として大阪府から提示された額を計上させて頂いております。

その下、4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目その他共同事業拠出金は、年金機構から提供されるデータをもとに退職者医療対象者リスト等の作成に係る共同事業拠出金で、1千円を計上致しております。

次に、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費、前年度比4万7千円増の409万4千円は、エイズ予防のパンフレットの購入費、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知の郵送料。又、委託料は人間ドックの半額補助で130件分を計上致しております。2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、前年度比37万3千円増の1千835万2千円。事業別区分1の特定健康診査事業費1千119万9千円は、特定健康診査や集団健診に係る費用の他、国保連合会に委託しております受診券の作成費用、健診結果の電算処理に係る費用を計上致しております。事業別区分2の特定保健指導事業費（保険医療課）500万8千円は、特定健診や保健指導等の充実を図る為の管理栄養士1名分の他、合計2名分の会計年度任用職員の人件費を計上致しております。

次の頁をお願い致します。196、197頁でございます。

事業別区分3の特定保健指導事業費（健康増進課）は、健康増進課において実施しております保健指導の事業費として214万5千円を計上しており、特定健診の結果により特定保健指導が必要な人への対応として、糖尿病予防教室や重症化予防教室に係る費用等を計上致しております。

その下、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金6万円は、財政調整基金の繰替運用に係る利子を同基金へ積み立てるものとなっております。

7款公債費、1項公債費、1目利子、前年度比4万円減の6万円は、国保財政調整基金の繰替運用に係る利子を計上致しています。

次の頁をお願い致します。198、199頁でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険料還付金100万円及び2目退職被保険者等保険料還付金20万円は、被保険者に対する過誤納還付金として、又、3目償還金2千円は、国・府への償還金を頭出しとして前年度と同額を計上させて頂いております。

その下、9款予備費、1項予備費、1目予備費2千799万6千円は、予測し得ない年度途中の急な保険給付の財政需要等に対応する為、計上させて頂いております。

次に、歳入でございます。178頁、179頁をお願い致します。

1款国民健康保険料、1項国民健康保険料、1目一般被保険者国民健康保険料は3億830万8千円で、前年度比210万円、率にしまして0.7%の増となっております。大阪府に納付する事業費納付金を納付するに当たり、繰入金等と共に必要となる保険料を医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、それぞれ現年分と滞納繰越分について計上致しております。2目退職被保険者等国民健康保険料1万9千円、前年度と比べまして194万8千円の減となっております。主な減の要因と致しましては、退職者医療制度の終了により、滞納繰越分の保険料のみの計上としたことによるものでございます。一般被保険者と同様、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の滞納繰越分のみを計上させて頂いております。

その下、2款一部負担金、1項一部負担金、1目一般被保険者一部負担金は、科目設定の為の頭出しと致しまして1千円を計上致しております。その下、退職被保険者等一部負担金につきましては、先程と同様、退職者医療制度の廃止により廃目としております。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料は、国保に係る各種証明書の発行に係る手数料で、前年度と同額の2万円を計上致しております。又、2目督促手数料は、前年と同額の8万円を計上致しております。

次の頁をお願い致します。180、181頁でございます。

4款国庫支出金、1項国庫補助金、1目システム開発等補助金148万5千円は、令和3年3月からオンライン資格確認に係る電算システムの改修に係る経費の財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上致しております。

5款府支出金、1項府補助金、1目保険給付費等交付金、前年度比8千526万2千円減の10億1千171万円は、本町が行います保険給付や保健事業に必要な財源

について大阪府から交付されるものとなっております。尚、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、療養給付費や療養費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付に加え、保健事業の実施に対する交付金となっております。又、2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、国の保険者努力支援制度に係る交付金及び従来の国特別調整交付金で、府繰入（2号）は、従来の府特別調整交付金に係る交付金となっております。更に、特定健診等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国及び府の負担金分として交付されるものとなっております。次に、2目国保事業助成補助金124万3千円は、一般会計において大阪府と共に実施しております重度障がい者、1人親、老人の各医療費助成に伴います療養給付費等国庫負担金の減額調整に対する大阪府の補助となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、国保財政調整基金の繰替運用に係る利子として6万円を計上致しております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億604万1千円、前年度比274万6千円の減。1節保険基盤安定繰入金の保険料軽減分5千56万6千円は、所得の低い被保険者に対する保険料軽減分を補填する為、一般会計から繰り入れるものとなっております。2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分2千848万円は、所得の低い被保険者を多く抱える保険者を支援する為の繰入金となっております。次、3節職員給与費等繰入金1千412万6千円は、歳出の総務費に対する事務経費相当分を繰り入れるものとなっております。4節出産育児一時金等繰入金308万円は、市町村が行う出産育児一時金の給付の財源である国保事業費納付金として、全額大阪府に納付致しております。尚、前年度に比べまして364万円の減となっておりますが、これは平成30年度分の出産育児一時金の精算に伴い、減となったものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金390万9千円は、高齢者の加入割合に応じて財政措置されているものについて一般会計から繰り入れるものとなっております。

次に、次の頁182、183頁をお願い致します。

6節その他一般会計繰入金588万円は、保険料の町独自減免等に対する補填分や地方単独事業実施に係る国庫負担金減額相当分の補填分、又、集団健診でのがん検診のセット受診の費用等を繰り入れるものとなっております。次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1千300万円は、被保険者の高齢化による医療費の伸びや後期高齢者支援金、介護納付金等の増加により、大阪府へ納付する事業費納付金が被保険者が減少しているにもかかわらず、前年度に比べ微増となったことから、急な保険料の上昇と

ならないように本町被保険者の負担を緩和することを目的に、町独自の緩和措置として財政調整基金を前年度に引き続き繰り入れるもので、前年度に比べ約8%程度上昇すると見込まれる令和2年度の被保険者1人当たりの保険料を、半分程度の約4%程度に抑制する効果があるというように見込んでおります。

次、8款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金は、科目設定の為の頭出しとして1千円を計上致しております。又、その下、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の終了に伴い、廃目と致しております。

又、9款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目一般被保険者延滞金から5目過料までについては、それぞれ頭出しとして前年と同額を計上させて頂いております。次に、2項雑入でございますが、1目雑入と致しまして前年度比145万1千円減の20万円を計上致しております。減の主な要因と致しましては、交通事故等の所謂第三者行為の賠償金について減を見込んだことによるものとなっております。

最後に、175頁をお願い致します。

第2表、債務負担行為でございます。令和3年度に実施予定のとくとく健診（集団健診）の事業でございますが、限度額651万8千円を計上致しております。

議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 只今説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○羽山委員 191頁の葬祭費、前年度の実績ってどれぐらいですか。

○子安保険医療課長 今ご質問頂きました葬祭費の実績でございます。葬祭費でございますが、平成30年度でございますけれども、年間で約16件給付させて頂いております。

以上でございます。

○羽山委員 この予算で28件分になっていますけれども、今年か、31年度で16件、半分ぐらいということで、不用額が半分ぐらい出るのかなと思うんですけどね。ちなみに、家族葬等色々増えてきて、葬式もかなり簡素化されてきているので、対象地域の斎場というのは焼き場かな、殆ど使われない状態で、皆、富田林斎場、又は瓜破、狭山等々

ありますけれども、他斎場へ移送されているみたいなので、富田林を使う分にはいくらからいかかるんですか。

○子安保険医療課長 こちらの葬祭費につきましては、国保の被保険者の方が亡くなられた際に、一律で5万円を葬祭を挙げた方に給付させて頂くものでございます。今お聞き頂きました富田林の斎場の費用であるとか、ちょっと把握はしておりませんが、この葬祭費につきましては一律に5万円を給付させて頂くという制度になっています。

以上です。

○羽山委員 趣旨は違うと思うんですけれども、斎場を使った場合、富田林斎場では10万円ぐらい要るのかなと思うんですけれども、それをこの葬祭費に充てられたらどうかと思う趣旨もあって。趣旨は違うと思うんですけれども、半分ぐらい不用額が出るのであれば、その分増やすということは出来ないのでしょうか。

○子安保険医療課長 葬祭費の額のアップというご質問でございます。ご存じのように、平成30年度から国保につきましては大阪府内で広域化ということで、府内統一基準を設けて、それぞれ給付等についてもさせて頂いております。葬祭費につきましても大阪府内一律に5万円で統一させて頂いておりますので、現状において本町だけがこの分を上げるというのはなかなか難しい状況であるのかな。今ご質問とは違いますけれども、これとは別に出産育児一時金42万円、こちらにつきましても府内で統一させて頂いているという状況でございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 全体のところで、附属資料の一番最後の加入者の状況のところなんですけど、町全体の人口で加入者数、加入率ということなんですけど、加入者数、加入率というこの令和2年度以降の予測というのは、どういうふうな感じで予測されているんですか。

○子安保険医療課長 加入者の将来の予測というところになるかと思えます。この間、太子町の被保険者につきましても、ここ数年にわたり毎年5%近くの被保険者の減少となっております。大阪府全体におきましてもほぼ同様の傾向が出てきております。更には今、国のほうで審議されております社会保険の加入要件の緩和、こういったことも将来的に拡大していくというような話も聞いておりますので、今現状の5%から更に減少率は増える可能性があるというふうに考えております。具体的にはちょっと数字では申し上げられないんですけれども。

以上でございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 これのやっぱり同時に2040年ぐらいまでは高齢化率が、太子町だけでなく全体に高齢化率はピークはその辺まで来るところがあるかと思うんですけど、高齢化率が伸びる、加入者数はなかなかやっぱり厳しい運営になってくるかと思うんですけども、その辺、国保の運営委員会ですか、そういうところの議論はどういうふうな。大きなテーマの話はどういう議論になっているのか、ないのか、教えて頂けませんか。

○子安保険医療課長 被保険者数の減少についての運協での議論はどうなのかというところでございます。実際のところは運協におきまして被保険者の減少等については決算、予算の際には随時報告はさせて頂いておりますけれども、具体的にその中でこれについてどうこういう議論にはなっておりません。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 太子町は1人当たりの保険料、どれぐらいか。府内で何番目ぐらいになっているのか。

○子安保険医療課長 すみません。保険料の値段といいますか、府内でどのぐらいするのだというご質問でございます。直近のデータといいますと、平成30年度の決算のデータということになってくる訳でございますけれども、本町の一般被保険者の1人当たりの保険料で申し上げますと、決算ベースで9万7千504円となっております。府内で言いますと、上から11番目ということでございます。

以上です。

○阪口委員 もし分かるのであれば、モデル所帯というのですか、人数で言うと、未成年の子ども2人おられる4人所帯、所得、例えば200万円ぐらいの場合ですか。それから、年金者夫婦、10万円ずつぐらいだったら、どれぐらいになるか分かるでしょうか。

○子安保険医療課長 モデルパターンでの保険料はどのぐらいになるのだというお話でございます。現在、モデルパターンで出せる保険料というのが、平成31年度、今現在の保険料で、来年度令和2年度に関しましては、実際の保険料につきましては6月の本算定で料率が決定しますので、令和2年度のモデルパターンというのは出せませんが、現状、大阪府のほうから提示されております標準保険料率、これは統一保険料率に公費に

よる激変緩和を加味した保険料率でございますが、その保険料率ですと、一応今回予算編成する際にも検証する為にパターンで計算はさせて頂いておりますので、そちらで申し上げさせて頂きます。

40代の夫婦とお子様2人で所得が仮に200万円の家庭であれば、31年度、今現状の料率でいきますと、年間37万1千860円となり、これが令和2年度の標準保険料率で計算させて頂きますと、40万3千730円。金額で申し上げますと、3万1千870円上がるということでございます。同様に、65歳以上の年金で生活されている夫婦2人のご世帯、仮に夫婦それぞれが12万円ずつ年金を受け取られていて、月額24万円受け取られている場合で試算致しますと、平成31年度の料率は5万1千890円でございます。これを現在示されております令和2年度の大阪府からの標準保険料率で計算致しますと、年間で5万7千460円となり、金額で言いますと、年額で5千570円上昇するということです。

ただ、繰り返しになりますが、今申し上げました令和2年度の保険料に関しましては、あくまでも府から提示されている標準保険料率ということでございますので、実際、令和2年度に対象の被保険者の方にご負担頂く保険料というのは、基金のほうも入れさせて頂いておりますので、これよりも下がりますし、いくらになるかというのは6月の本算定、この時点で決定するということでございます。よろしく申し上げます。

○阪口委員 何れにしましても、4人所帯、年間200万円の所得で40万円を超える保険料というのは非常に、2割ほどになるので、きつい保険料だというふうに思います。それで、今もありましたように、令和2年度は保険料抑制の為に1千300万円の基金、繰り入れされるということで先程もご説明ありましたけど、今、基金の状況というのはどうなっているのか。

○子安保険医療課長 すみません。基金の状況、国保財政調整基金の状況についてのご質問でございます。平成30年度末基金残高、決算の際にも報告させて頂いておりますが、平成30年度末残高が7千484万5千220円でございます。そして、今、平成31年度中の増減見込みが、繰入れが1千281万1千円に対し、積立てが2千518万4千円で、平成31年度末の残高見込みと致しましては、8千721万8千円を見込んでおります。加えて、令和2年度中の現状におけます当初予算計上額、これが繰入れが1千300万円に対しまして、積立てが繰替運用にかかる6万円ということで、現状における令和2年度末基金残高見込みと致しましては、7千427万8千220円を見込んで

でいるという状況でございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 特定健康診査のところで、これ直接、保険医療課ではないかと思うんですけど、私、実は夏、ちょっと受けさせて頂いて、再検査に行ってくださいよという、その時通知頂いて、検査結果ですね。その後、ああと思ったのは、職員からどうなりましたかというふうな追跡のお電話を頂きまして。その後もまた、行って頂きましたか、行って頂いたら、また結果教えてくださいよとかいうふうな、すごく、ただ検査するだけではなくて、その後の追跡ですか、すごく努力されているなというふうなところがあったので、そういうところの現状、職員はどのようなふうなことを、事務手続をやられているのか、教えて頂けませんか。

○松井健康増進課長 検診の後のフォローということだと。検診を受けて頂きましたら、特にがん検診の場合は再検査をされる、要精検になりましたら、その方については必ず再検査を受けて頂くように電話勧奨を行っております。受けて頂いたら、それまでなんですけれども、必ず受けて頂かないと、その後、もしそれががんであれば、命に関わるということになりますので、その辺りはフォローさせて頂いております。又、特定保健指導という形で、生活習慣病のほうにつきましてはとくどく健診等の結果を見させて頂いて、その後、例えば血糖値が高いであるとかいう方については糖尿病の予防教室のほうをご案内させて頂いたり、生活習慣病を予防する施策のほうに誘導するように電話勧奨等を行っておるところでございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 私もこの特定健康診査がもしなかったら、夏の集団健診がなかったら、行っていたのかなど。今の時代に、よくがんは早期に発見されたら、今はもう治る時代というのか、そういう時代になってきているので、それがまたこの国保の保険業の1つの抑制につながっていくという、効果がね。ここ数年、糖尿病、それとやっぱりがんというところ、女性のがんも。やっぱり力を入れてやっているというところの、ある一定のまだちょっと具体的な効果が出てきているのか、出ていないのか、その辺の実感とはどういうふうに感じるか、教えて頂けませんか。感じられているか、教えて頂けますか。

○子安保険医療課長 今現在取り組んでいます保健事業、年々内容の充実等も考えながらやらせて頂いています。具体的に申し上げますと、平成31年度からは夏に加えて1日

だけですけれども、国保並びに後期の保険者の方を対象に集団健診を1日だけですけれど、やらせて頂きました。そういった形で町としても保健事業の充実に取り組んでいるところでございます。その辺のところが一番数字的なところで分ければいいのかなというふうには思っておるんですけど、なかなかこういったものが一朝一夕に出てくるものでもないで、なかなかそこは長い目で評価をしていかなければいけないのかなというふうには考えております。ただ、効果という訳ではございませんけれども、僅かずつながら毎年国保に関しましても受診者数、本当に僅かなんですけども、毎年少しずつですが、上昇しているというところがこの間の取組の一定反射的な効果というのですか、そういうふうには取れるのかなというふうには考えています。

以上です。

○村井委員 太子町で役場、庁舎内、又、庁舎外の保健センターと色々使用しながら、太子町でここ数年恒例というふうに。最初は何をやっているんだみたいな感じだったと思うんです。私も毎年受診されますスタッフの現場で、大体動線の案内とか、慣れてきているな、各団体の役割でここはお願いしますねとか、そういうふうなので健康指導とか、そんなので慣れてきて、定着してきたなというふうな部分もある。これからもやっぱり1人でも受診者の方が増えるような取組。それと、受けて頂いて異常ないですよと言われてもらえるようなことが1件でも多くなれば、こういう保険料のところのこともやっぱり変わってくるかと思うのでね。と言いながら、この委員会の委員は私ともう一人の方はたばこを吸う委員が入っているので、そんな偉そうなこと言えませんが、またお願いしておきます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○辻本委員 歳入でお尋ねしたいんですけども、5款府支出金10億1千295万3千円、前年比で8千520万円のマイナスと。財源ですね。これは何か算定基準があるんですか。一番下げの幅が大きい。

○子安保険医療課長 今ご質問頂きました府支出金の保険給付費等交付金に該当する部分かと思えます。これにつきましては、国保の広域化の大きな枠組みの中で、財政運営については大阪府で1つにしましょうやないかということになってございます。したがって、太子町が行います保険給付、通常の病院で頂いた際の7割の給付でありますとか、それ以外の、先程もご質問ございました葬祭費、あるいは出産育児一時金、こういったものの給付に対しましては全て大阪府のほうから、今申し上げました保険給付費等

交付金で交付、措置して頂くという形になっております。ですので、歳出のそういう給付費の合計額というのですか、合計したものが最終的にはこの金額に上がってくるといってございませぬ。ただ、この保険給付費等交付金の今度更に財源には何がなっているのかと申し上げますと、歳入の保険料あるいは一般会計からの繰入金を太子町が事業費納付金として大阪府のほうに支出していると。府内の全市町村が同様の形で支出して、大阪府の大きい財布の中で1つにし、そこから太子町に必要な分を保険給付費交付金として交付頂いている、そういう大きな枠組みになってございませぬ。

以上です。

○寺町委員長 他にございませぬか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございませぬので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませぬか。

討論を許します。

○阪口委員 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険は、他の医療保険に加入しない全ての住民に医療を保証する制度です。年金生活者になると、多くは国保に加入します。国保は誰もが1度はお世話になる医療制度であり、国民の4人に1人が加入する日本最大の医療保険です。ところが、この大事な制度が、高過ぎる保険料の為、住民を苦しめる事態になっています。自民党政権が1984年の法改定で国保への定率国庫負担を半分に削減したのを皮切りに、国保負担を抑制し続けてきました。高過ぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決する為には、公費を投入するしかありません。全国自治会、全国市長会、全国町村会等も国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続け、公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを求めました。国保には均等割、平等割という勤労者の医療保険にはない人頭税があり、高い保険料の大きな要因になっています。日本共産党は、公費負担を1兆円増やせば、均等割、平等割をなくせると提案しています。大阪府は保険料率と減免制度を府内で1本化し、市町村が保険料軽減の為に独自で実施している一般会計からの繰入れをなくす方針を示しており、低所得者が軒並み大幅な国保料値上げとなります。6年間の激変緩和措置を設けてはいますが、大幅な国保料値上げは避けられません。

令和2年度は全国で群を抜いて9割の自治体が値上げになります。太子町では昨年の基金1千万円、今年度も1千300万円の基金を繰り入れ、保険料の値上げ幅を抑える努力がなされましたが、連続の保険料値上げになります。住民の暮らしは消費税増税により一層大変になっています。府内の統一化に反対し、一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げすることを求め、反対の討論と致します。

○寺町委員長 他にございませんか。

討論を許します。

○村井委員 議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

制度創設以来、国民皆保険制度を支える国民健康保険の現状は、被保険者の減少に加え、高齢化に伴う1人当たり医療費の増加等により、その運営は厳しい状況が続いております。そのような中、令和2年度当初予算は、被保険者が負担する保険料においては昨年度に続き当初予算に基金繰入金を計上する等、急激な保険料の増額にならないように被保険者の負担を配慮している点は、一定評価出来るものと考えます。又、従来夏の集団健診に加え、冬にも国保被保険者を対象とした集団健診を実施する等、被保険者の健康増進と保険給付の適正化にも取り組んでいます。このように、令和2年度予算は国・府の財源を活用した、公費による激変緩和措置にとどまらず、保険料の上昇抑制の為に本町独自の激変緩和措置を講じる等、被保険者の負担への配慮と健康増進に積極的に配慮した予算であると考えます。今後とも円滑な制度運営と健全な会計に努められますよう要望して、本予算の賛成討論と致します。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第11号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立3名・反対1名)

○寺町委員長 起立多数でございます。

よって、議案第11号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計予算は原案通り可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩と致します。

午前 10 時 40 分 休 憩

---

午前 10 時 55 分 再 開

○寺町委員長 それでは再開致します。

次に、議案第 14 号、令和 2 年度太子町介護保険特別会計予算、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第 14 号、令和 2 年度太子町介護保険特別会計予算について、附属説明資料並びに予算書によりご説明のほうをさせていただきます。

それでは、附属説明資料の 1 頁をお開き願います。

令和 2 年度当初予算の概要でございます。第 7 期事業計画、3 年計画の最終年度となる令和 2 年度の当初予算は、当該計画と平成 31 年度の実績に基づいた予算編成としてございます。又、地域支援事業につきましては、本町オリジナルの地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、多様なサービスを創出すると共に、一般介護事業を始め在宅医療介護連携事業を含む充実 4 事業等の取組を進めることとしてございます。

表の一番下をご覧ください。第 7 期、令和 2 年度の当初予算の総額は 13 億 3 千 2 万 1 千 8 千円、前年度に比べ 10% の増。その右、支出の大半を占めてございます保険給付費で 12 億 1 千 8 万 7 千 2 千円、前年度比 9.1% の増。その右、地域支援事業費は 8 千 3 万 6 千 4 千 9 千円で、前年度比 9.7% の増としてございます。

その下の当初予算の推移を表記させて頂いております。当初予算の総額、保険給付費、地域支援事業費を棒グラフで示させて頂きまして、それぞれ増加し続けておりまして、今後も増加していく見込みとなっております。

2 頁をお願い致します。

1、予算の状況につきましては、後程予算書にて説明のほうをさせていただきます。次に、中程、2、本町における高齢者の現状等でございます。①高齢者数、65 歳以上の人口は令和 2 年度で 3 千 8 百 90 人と、前年度に比べ 65 人の増と見込んでございます。その右の表は第 7 期計画での計画値を記載しており、令和 2 年度は 3 千 8 百 52 人と、見込み人数が計画値を若干上回っております。その下、②認定者数は令和 2 年度で 6 千 4 百 8 人、前年度に比べ 11 人増と見込んでおり、右の計画値の 6 千 4 百 6 人と、ほぼ計画通りとなっております。その下、③施設・居住系サービスの利用者数の平成 31 年度の実績値は、

計画値に比べ介護老人福祉施設が2人少なく、介護老人保健施設が7人少なく、地域密着型特養が2人少なく、認知症対応型共同生活介護は計画通りの状況となっております。

恐れ入ります、3頁をお開き願います。

保険給付費です。①保険給付費に係る財源構成につきましては下のグラフの通り、施設給付分とその他給付分で国・府の負担割合は変わっておりますが、全体の2分の1を国・府・町の公費で賄い、残りを保険料で賄ってございます。表中の各負担割合に基づきまして予算計上させて頂いております。

4頁をお願い致します。

次に、②保険給付費の内訳についても詳しくは予算書にて説明させて頂きませんが、保険給付費が前年度に比べ約1億円、9.1%の増となった主な要因は、表の一番上、介護サービス等給付事業の居宅介護サービス給付費5億8千300万5千円、前年度比19.4%の増。又、区分の2つ目でございます。介護予防サービス等給付事業の一番上、介護予防サービス給付費1千585万5千円、前年度比34.9%の増と、要介護者、要支援者、それぞれ訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費の増によるものでございます。その下にあります保険給付費の構成比の円グラフをご覧ください。居宅サービス費が49%、施設サービス費が24.9%、地域密着型サービス費が14.4%と、合わせて全体の88.3%を占めております。

5頁をお開き願います。

4、地域支援事業費です。本町の地域包括ケアシステムの実現に向けた具体的な取組で、①高齢者の社会参加、介護予防に向けた取組、②生活支援体制の整備、③在宅生活を支える医療と介護の連携、④認知症の方への支援の仕組み。これらを一体的に推進しながら高齢者を地域で支えていく体制を構築することとしてございます。尚、総合事業や生活支援体制整備事業等を更に推進し安定化を図る為、太子町社会福祉協議会との連携協定に基づくパートナーシップをより強化し、支え合う地域づくりを進めることとしております。すみません、①の地域支援事業費に係る財源構成のグラフは、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの財源充当額と負担割合を示させて頂いております。

次の6頁をお願い致します。

②地域支援事業費の内訳でございます。各事業の予算額を一覧表で示させて頂いてお

ります。個々の内容につきましては予算書にて説明させていただきますが、地域公共交通の再編に関連した新規事業のサロン送迎につきましては、上から2行目の一般介護予防事業費1千749万2千円の中で。又、生活支援・移動支援相談窓口につきましては、上から8行目の生活支援体制整備事業費1千150万2千円の中で予算計上させていただきます。その下の地域支援事業の概要図は保険給付、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業等の対象者と、移行防止や重度化防止の流れを表してございます。

それでは、引き続き予算書にて説明させていただきます。

予算書の235、236頁をお開き願います。

歳出から説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費426万5千円、前年度に比べ10万1千円の減。事業区分の1、一般管理事業91万9千円は、職員旅費や郵便料等を計上しております。次の2、電算管理事業334万6千円は、介護保険業務に係る自治体クラウドの利用料等を計上してございます。次の2項徴収費、1目賦課徴収費107万4千円、前年度に比べ36万7千円の増。増の主な要因は、コンビニ収納代行業務委託料の皆増によるものでございます。事業別区分の1、賦課徴収事業は介護保険料の賦課徴収に係る経費を計上してございます。次の3項認定審査会費、1目認定調査費778万6千円、前年度に比べ378万1千円の減。減の主な要因は、3町村で共同設置しております認定審査会の事務負担金の皆減で、これは当該審査会の事務局は2年ごとの持ち回りとしており、令和2年度、3年度は本町が事務局になることから、当該審査会に係る歳入歳出予算を本特別会計にて計上することによるものでございます。事業区分の1、認定調査等事業は、主に認定調査を行う会計年度任用職員1名の人件費と、次の頁237、238をお開き願います、又、主治医意見書手数料、認定調査委託料となっております。次の4項計画推進費、1目計画推進費458万2千円、前年度に比べ440万8千円の増。増の主な要因は、3年計画であります介護保険事業計画の第8期計画の策定委託料の皆増によるものでございます。事業別区分の1、計画策定事業には計画策定委託料の他、介護保険事業計画推進委員会の運営に係る経費を計上しております。次の5項認定審査会共同設置費、1目認定審査会共同設置費1千130万3千円の皆増。皆増の要因は、先程説明させていただきました通り、令和2年、3年度は本町が当該審査会の事務局となることによるものでございます。事業別区分の1、認定審査会共同設置事業

は、認定審査会委員の報酬、会計年度任用職員2名の人件費等、3町村で共同設置している認定審査会に係る経費でございます。

恐れ入ります、239、240頁をお開き願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費12億1千791万7千円、前年度に比べ1億116万5千円の増。増の主な要因は、主に居宅介護サービス給付費の増によるものでございます。

歳入歳出予算の91.5%の割合を占めてございます保険給付費の事業別区分の1、介護サービス等給付事業11億2千336万9千円は、要介護1から5の方が対象となる給付費で、居宅介護サービス給付費5億8千300万5千円は訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の利用に関わる給付費でございます。居宅介護サービス計画給付費5千434万6千円はケアプラン作成に係る給付費です。次の居宅介護住宅改修費578万1千円は手すりの取り付けや段差解消等に係る給付費でございます。次の居宅介護福祉用具購入費150万1千円は、ポータブルトイレや入浴用椅子等の購入に係る給付費でございます。その次、施設介護サービス給付費3億314万8千円は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の利用に係る給付費でございます。次の地域密着型介護サービス給付費1億7千558万8千円は、地域密着型特別養護老人ホームや地域密着型通所介護等の利用に係る給付費でございます。

次の事業別区分2、介護予防サービス等給付事業2千59万6千円は、要支援1、2の方が対象となる給付費で、介護予防サービス給付費で1千585万5千円、介護予防サービス計画給付費で241万8千円、介護予防住宅改修費で197万円、介護予防福祉用具購入費で33万8千円、地域密着型介護予防サービス給付費で1万5千円をそれぞれ計上しており、各サービスの内容につきましては介護予防サービス給付と同様でございます。

次の3、高額介護サービス等事業2千621万1千円は、同じ月に利用した介護サービスの自己負担が高額となった場合、所得区分に応じて上限を超えた分を支給するもので、利用者負担の軽減を図るものでございます。次の4、高額医療合算介護サービス等事業622万円は、介護保険と医療保険の両制度における自己負担額の上限額を超えた部分を支給するものでございます。次の5、特定入所者介護サービス等事業4千152万1千円は、低所得の方の介護保険施設利用時の食費や居住費に係る費用が上限を超えた部分について介護保険から給付を行うものでございます。

恐れ入ります、241、242ページをお開き願います。次の2目審査支払手数料80万5千円、前年度に比べ6万6千円の増。事業別区分の1、審査支払事業は、国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

次の3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費1千631万9千円、前年度に比べ175万6千円の減。減の主な要因は各サービスの実績に基づく精査によるものでございます。本事業の対象は要支援1、2を含む介護予防・生活支援サービス事業対象者でございます。事業区分の1、訪問介護相当サービス事業252万円は、事業所が実施する介護サービスに相当する訪問介護でございます。次の2、訪問型サービスB事業57万6千円は、住民主体の生活援助等サービスを実施する団体への補助金でございます。次の3、訪問型サービスC事業120万4千円は、事業対象者に対し保健・医療の専門職が期間を設定し、集中的に訪問型サービスを提供するものでございます。次の4、訪問型サービスD事業107万4千円は住民主体の移動に係るサービスを実施する団体への補助金でございます。又、この補助金につきましては、地域公共交通の再編に関連します地域支え合い型移動サービスへの側面支援の役割を担ってございます。尚、住民主体のサービスである訪問型サービスB事業、生活支援サービスと訪問型サービスD事業、移動支援サービスにつきましては、寿喜菜の会やプラスワンサービス等の各住民活動団体と連携すると共にSASA愛太子での協議を踏まえ、地域ニーズに対応出来る事業を実施することとしてございます。次の5、通所介護相当サービス事業792万円は、事業所が実施する介護サービスに相当する通所介護でございます。

恐れ入ります、244頁をお願い致します。

事業別区分の6、通所型サービスC事業201万2千円は、作業療法士等の専門職による短期集中予防サービスとして保健センターで実施しております、生き生きトレーニングに係る経費を計上してございます。尚、本事業の参加者の送迎につきましてはプラスワンサービスが実施する訪問型サービスD事業を活用しております。次の7、介護予防ケアマネジメント事業101万3千円は、介護予防・生活支援サービス対象者のケアプランに関わる費用です。

次の2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1千749万2千円、前年度に比べ597万7千円の増。増の主な要因はサロン送迎委託料及び一般介護予防事業評価事業委託料の皆増によるものです。一般介護予防事業費は、第1号被保険者の全ての

人とその支援の為の活動に関わる人を対象としてございます。事業区分の1、介護予防把握事業149万6千円は看護師によるふれんど訪問に係る経費で、介護予防が必要な方を早期に把握し、必要な相談、指導を行ってございます。次の2、介護予防普及啓発事業95万8千円は、介護予防を目的とし、福祉センター1階で実施しておりますお達者トレーニングや町内事業所の持ち回りで実施しております介護予防教室等に係る経費を計上しております。

恐れ入ります、246頁をお開き願います。

次の事業区分3、地域介護予防活動支援事業883万4千円は、元気ぐんぐんトレーニングの活動支援や高齢者交流サロンへの事業費補助、又、閉じ籠もりがちな高齢者を対象としたふれあい農園等に係る経費を計上しております。尚、ふれあい農園事業につきましては社会福祉協議会に委託している事業でございます。又、12節委託料のサロン送迎委託料は、今年6月にスタート致します地域公共交通の再編と連動した事業で、主に定時定路線のバス利用により福祉センターに行くことが困難な方への移動手段を確保するものとなっております。尚、このサロン送迎事業につきましても社会福祉協議会に委託する予定で考えております。次の4、地域リハビリテーション活動支援事業333万3千円は、運動指導士が介護予防パートナーを養成すると共に、元気ぐんぐんトレーニングや高齢者交流サロン等の地域活動拠点に出向き技術的な支援を行う為の委託料でございます。尚、本事業につきましても社会福祉協議会に現在委託している事業でございます。次の5、一般介護予防事業評価事業287万1千円は、介護保険事業計画の基礎となる地域の健康課題等を整理、分析し、見える化する為の調査、分析に係る委託料でございます。財源内訳の諸収入につきましては長寿社会づくり事業費交付金でございます。

恐れ入ります、247、248頁をお願い致します。

3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談事業費2千292万6千円、前年度に比べ56万4千円の増です。事業別区分の1、職員人件費1千805万円は、地域包括支援センターの正職員2名の人件費です。次の2、総合相談事業487万6千円は、会計年度任用職員、社会福祉士1名の人件費を始め地域包括支援センターの運営に係る経費を計上してございます。

次の2目権利擁護事業費26万6千円、事業別区分の1、権利擁護事業は、高齢者虐待を含む各案件に対しまして社会福祉士や弁護士からの支援を受ける委託料を計上して

ございます。

次の3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費3万円は、事業別区分の1、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、河南町・太子町地域ケア担当者会議の研修会の開催に係る講師謝礼を計上しております。

恐れ入ります、249、250頁をお開き願います。

4目任意事業費760万7千円、前年度に比べ58万5千円の減。事業別区分の1、介護給付等費用適正化事業96万8千円は、利用者に適切なサービスを提供出来るように、又、介護給付費の適正化を図る為にケアプランや給付のチェックに要する経費を計上しております。尚、ケアプラン点検委託は、地域のケアマネジャーの資質向上につなげるものとしております。次の2、家族介護支援事業352万7千円は、要介護3以上の高齢者に対する紙おむつ等の介護用品の給付費等を計上しております。次の3、介護相談員等派遣事業92万7千円は、町が委嘱し府開催の研修等を受講して頂きました介護相談員が介護事業所や介護施設での現場で介護サービス利用者の相談に応じ、疑問や不満、不安を解消すると共に事業所等へ利用者の思いを伝えサービスの向上につなげる等、現在9名の方に活躍して頂いているところでございます。次の4、成年後見制度利用支援事業127万5千円は、親族等による申立てが期待出来なく、町が申立てをする必要がある際の申請に係る経費と、審判を受けた方が生活保護受給者等に該当した場合の成年後見人費用助成金でございます。尚、現在1名の方に助成しております。次の5、見守り訪問事業83万1千円は、ひとり暮らしの高齢者等を対象とした週5回の配食による食の自立支援事業として、見守りや乳酸飲料ヤクルトの配布による愛の一声見守り訪問、又、緊急通報装置受信・相談業務委託に係る経費を計上しております。尚、配食見守り事業につきましても社会福祉協議会へ委託をしているところでございます。次の6、住宅改修支援事業3万円は、居宅サービス計画を立てていない要介護、要支援の認定者の方が住宅改修をする際にケアマネジャーが理由書を作成した場合の1件2千円の費用補助でございます。次の7、認知症サポーター等養成事業4万9千円は、認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの活動の経費を計上させて頂いております。

恐れ入ります、251、252頁をお開きください。

次の5目在宅医療・介護連携推進事業費276万5千円、前年度に比べ31万7千円の増。事業別区分の1、在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とす

る状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられる、出来るよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を推進するもので、会計年度任用職員1名の人件費や太子町、河南町、千早赤阪村の3町村と3師会との6者による地域包括支援ネットワーク推進協議会に要する経費等を計上してございます。

次の6目生活支援体制整備事業費1千150万2千円、前年度に比べ265万4千円の増。増の主な要因は会計年度任用職員1名の皆増によるものです。事業別区分の1、生活支援体制整備事業は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営む為に、高齢者の生活支援サービス等を創出するもので、S A S A E 愛太子協議会の運営に関する経費や社会福祉協議会へ業務委託しております生活支援コーディネーターの委託料等を計上しております。又、地域公共交通の再編に関連した事業である生活支援・移動支援相談窓口の新規設置に係る会計年度任用職員1名の人権費についても計上しております。

恐れ入ります、253、254頁をお願い致します。

7目認知症総合支援事業405万7千円、前年度に比べ58万2千円の増。事業別区分の1、認知症地域支援・ケア向上事業391万4千円は、認知症の人にやさしい地域づくりを推進する為の認知症に関する相談業務や地域のネットワークづくりを行う認知症地域支援推進員、社会福祉士1名の人件費や活動経費等を計上しております。次の2、認知症初期集中支援推進事業14万3千円は、認知症初期集中支援チームのチーム員となる認知症サポート医の訪問に係る報償費と保健師、看護師、社会福祉士等の訪問担当の研修費用等を計上しております。

次の8目地域ケア会議推進事業費65万1千円、前年度に比べ30万7千円の減でございます。減の主な要因は事業実績に基づく精査であります。事業別区分の1、地域ケア会議推進事業はより良い地域包括ケアの実現の為、個別課題を的確に把握し解決していく手段を導き出す為の会議で、助言者であります薬剤師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士の専門職の謝礼等を計上してございます。

恐れ入ります、255、256頁をお願い致します。

次の4項その他諸費、1目審査支払手数料3万2千円、事業別区分の1、審査支払事業は、総合事業に係る国民健康保険連合会への審査支払手数料でございます。

次の2目その他諸費2千円、事業別区分の1、高額介護予防サービス費相当事業は総合事業に係るもので、介護サービス給付と同様に世帯として自己負担が高額になった場

合の利用者負担の軽減を図るものと、介護保険と医療の両制度における自己負担の上限を超えた部分を支給するものでございます。

次の4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金13万6千円、事業別区分の1、介護給付費準備基金積立金事業は、介護給付費準備基金の利子を積み立てるものでございます。

恐れ入ります、257、258頁をお願い致します。

次の5款公債費、1項公債費、1目利子5万円、事業別区分の1、利子事業は年度内の資金運用による一時借入金に対する利子でございます。

次の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金50万円と次の2目第1号被保険者還付加算金5万円は、転出や死亡時等、第1号被保険者への還付金と加算金でございます。次の3目償還金1千円は、国・府支出金等返還金に対するの枠取りでございます。

それでは、次に歳入のご説明を申し上げます。恐れ入ります、229、230頁をお願い致します。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料2億8千676万3千円、前年度に比べ16万7千円の増。被保険者数の増加に比べ保険料収入が横ばいである主な要因につきましては、低所得者保険料軽減の完全実施に伴うものでございます。

次に、2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会共同設置負担金715万6千円の皆増は、認定審査会の共同設置に係る河南町と千早赤阪村の事務負担金の受け入れ分を計上してございます。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料1千円は納付証明書交付手数料を計上しております。次の2目督促手数料は2万円を計上しております。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金2億2千651万円、前年度に比べ2千18万6千円の増。国の負担金で施設給付分は保険給付費の15%、その他の給付分は20%の法定割合で見込んでおります。

次の2項国庫補助金、1目調整交付金3千997万4千円、前年度に比べ198万円の増。給付費の3.3%で見込んでおります。

次の2目地域支援事業交付金2千361万4千円で、前年度に比べ113万6千円の増。総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業からなる地域支援事業に対する国からの交付金でございます。次の3目保険者機能強化推進交付金200万円は、高齢者の

自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する為の交付金でございます。

恐れ入ります、231、232頁をお開き願います。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3億2千905万4千円、前年度に比べ2千733万2千円の増。第2号被保険者、40歳から64歳の介護保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。何れも給付費に伴う負担割合で計上しております。次の2目地域支援事業支援交付金836万2千円、前年度に比べ36万4千円の増。地域支援事業に対する支払基金からの交付金です。

6款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金1億6千957万3千円、前年度に比べ1千271万4千円の増。施設給付分17.5%、その他給付分12.5%で見込んでおります。次の2項府補助金、1目地域支援事業交付金1千207万3千円、前年度と比べ59万7千円の増。地域支援事業に対する大阪府からの交付金でございます。

次の7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金13万6千円は、介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

次の8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金1億5千234万円は、前年度に比べ1千265万4千円の増。こちらは給付費に対する法定割合による町の負担分でございます。次の2目地域支援事業繰入金1千926万8千円、前年度に比べ156万7千円の増。地域支援事業に対する町負担分でございます。次の3目その他一般会計繰入金2千192万5千円、前年度に比べ493万7千円の増。事務費等に係る一般会計からの繰入金でございます。次の4目低所得者保険料軽減繰入金1千871万5千円、前年度に比べ1千626万5千円の増。被保険者の保険料のうち第1号から第3号の方の負担に対する国の軽減制度に伴う繰入金でございます。尚、この繰入金に対する一般会計の繰出金の財源内訳は、国2分の1、府4分の1、町4分の1となっております。

恐れ入ります、233、234頁をお願い致します。

次の2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金1千175万5千円、前年度に比べ1千101万5千円の増。予算上、保険料の不足分を介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

次の9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、又、10款諸収入、1項延滞金加算金及び過料の1目第1号被保険者延滞金、2目第1号被保険者加算金、3目過料、又、次の2項預金利子、1目預金利子、又、次の3項雑入、1目第三者行為納付金、2目返納金、

3目雑入、これらにつきましては何れも1千円を粹取りしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 先日の予算委員会で、辻本委員から質問あった件で、コロナウイルスのマスクの件が質問あったかと思うんですけど、これ介護のところではちょっと町内の介護高齢者福祉施設から、在庫のマスクがもう危うくなっている、今、マスクの注文を発注しても入手が困難な状況にあるということを聞きまして、辻本委員の質問にもありましたけど、太子町として高齢介護施設もしくは所管が変わるかもわからないですけど、幼稚園が今現状運営されていると思うので、保育園のところもですね、その辺をちょっと聞き取り調査等されることあるのか、状況をどう把握されているのか、教えて頂けませんか。

○松井健康増進課長 まずは、マスクの在庫を持っております保健センターのほうからお答えさせて頂きたいと思います。今、当初7千枚ほどのマスクを在庫認識しておりました。ただ、その後、イベントもしくは事業もしくは卒業式等々でマスクを供出致しております。現在のところ4千枚ぐらいの在庫を確保しております。ただ、その4千枚のうちで約2千枚ぐらいにつきましては小さなコンパクトサイズという、女性であるとか、子ども用のマスクになっておりますので、通常使うマスク、フリーのマスクとしては2千枚ぐらいとなりました。

その中で今現在、要請が来ておりますのは富田林の医師会のほうから要請が来ておまして、富田林医師会管内、富田林市、河南町、太子町、千早赤阪村からマスクの供出をする予定となっております。現在、富田林が5千枚マスクを医師会に先に供出しておりますので、それがなくなり次第、河南町、太子町、千早赤阪村のほうに要請をかけていくというふうな形で聞いております。そのマスクにつきましてはフリーサイズ500枚ずつを供出するような予定にはなっておりますが、今の私のほうからも発注をかけておりますマスクも、なかなか在庫がないということで手に入らない状況になっております。

それと、報道でありましたが国のほうが1千500万枚のマスクを政府は買い取って、

介護事業所等に優先的に供出していくというようなことにも聞いておりますので、何とかそれでしのげたらというようなことでは考えておるところでございます。

○東條高齢介護課長 委員ご質問の介護施設等に関わるコロナウイルスの影響と情報提供ですけれども、本町の町内におきまして事業所で、今、報道で言われているような名古屋市のように、デイサービスをもう閉めるであるとかいうような、閉めておられるところは聞いてございません。ただ、認定調査等を施設等に行かさせて頂く際に、施設がもう面会も含めて認定調査の調査員も拒否とされているところがございました。これにつきましては、国のほうでも認定期間の12ヶ月の延長というのが保険者ごとで、それまでの間であれば延長出来るということもありますので、適切に対応をしているところがございます。

もう一点、これ新型コロナウイルスの情報につきましては国・府から提供される情報なんですけれども、介護保険施設におきましては介護保険最新情報にネットの国の機関が発信しておりまして、そこを通じて各施設、事業所は情報を得ているというような状態と、あとは国・府から各事業所、施設に情報提供をとというのがありましたら、こちらでもメールで実施しているところがございます。

以上です。

○村井委員 昨日ですか、兵庫県の高齢者福祉施設でクラスターと言われるような集団感染の事例が発生したみたいな報道があったかと思うんです。その中で大阪府というのは全国の中でもやっぱり4番目に感染者の数が多いいですね。その辺は迅速にもう日に日に追って状況が変わっているという。例えば、これ私1つ。国が今、一括して購入して、それをまた配るといふ。太子町としてもこれ福祉のところだけではなく、第2回のコロナウイルス会議が2月26日に行われて、3月19日までの町主催のイベント、行事というのは全て中止にしますと発表がありましたけど、そこから26日からと、もうかなり時が、日がたって、報道を通じて住民のところに情報が流れていると。その辺のやっぱりタイムリーな情報を提供するというところの、これ第3回の会議というのは開かれたんですか。

○松井健康増進課長 第3回につきましては2月28日金曜日にさせて頂いて、それをその時に休みの日であったり。28日13時から開催させて頂いて、その時に全体会議で決まった方針に沿って各原課が行ってきた対策、それについての報告を受けると共に、小学校の臨時休校に伴う放課後児童会の開設についての対応、それを直結したとい

うふうな形でございます。第4回につきましてはこの週明け、3月の2日に開催をさせて頂いておりました、その際に公共施設の臨時休業、期間については3月の18日までと現在聞いておると。それと、各屋外については閉鎖はしない、対象外というような決定をさせて頂いているところです。

あと、この後、一応今予定しておりますのは3月の13日金曜日に本会議のほうを開かせて頂く予定ではございますけれども、ただ、ここに2日ぐらいの間で何か急な進展がございましたら、その都度緊急に報告会のほうは招集させて頂きたいと思っておりますので。一応今、大阪府のほうでは、報道資料としてコロナウイルスの陽性反応が出た方の市町村名を公表するようになってございます。もし、太子町の方がコロナウイルスに感染されたということであれば、即本会議のほうを開かせて頂くということもございますので、一応休み前の13日、これがいつも通りの予定となっております。

○村井委員 これちょっとこの介護保険のどこから離れているかもわからないですけど、国のほうでも参議院の内閣府、昨日、チームマスク、マスクチームという特命チームを設立して、このマスクもしくは消毒液のどこを何か準備するのかな、そういうところに力を入れていくというのもありましたし。

それと、昨日もやっぱりイベント自粛というところのこと、10日間延長するという発表がそっちの方向だということ、やっぱり日に日に動いて、それで、危機管理をどう対応していくかです。大変難しい状況にあるかと思うんですけどね。ホームページを見ても第2回のコロナウイルスの報告、中止しましたけどいう方々が更新されず、対策のところは大阪府と国のところの厚生労働省のホームページに行って調べてくださいみたいな、いうところの太子町のホームページ内はそういうことになっておるんですけど。その辺の対応と、これは介護もコロナなので、やっぱり介護施設のところの聞き取り調査なり、しっかりやって頂いて。これ全町民に聞き取り調査をせえとは言わないです。やっぱり介護福祉施設、医療機関、そこに前やった保育園、幼稚園のところですね、そういうところの聞き取り調査、現状把握というのを早急に力入れてもらいますように、お願いということで。

○寺町委員長 今の質問の内容なんですけれども、今現在、学校関係は休校ということ、あるいは福祉、社協のほうも休園というふうな形になっているんですかね。だから、今、そういう聞き取り調査をするにも少し対応を考えてもらって対応して頂くように、こちらからもよろしくお願い致します。

他にございませんか。

○阪口委員 246頁ですか、サロン送迎なんですけれども、実際6月から地域公共交通、自主運行に入るということで、サロン送迎はどのようにやっていくのか。というのは、車ですね、今のデマンドワゴン車、それから、福祉センターのバス、それと2台ほどまた新たに車を購入されるのだったかな、送迎の、その活用等、誰が管理して、それぞれの車を管理して送迎されるのか。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○東條高齢介護課長 地域公共交通再編に関連します、福祉移動サービスと言っているんですけども、その中での車両をどういうふうに6月以降活用するかというご質問なんですけれども。1つは、小豆色のバスと言われております福祉センターの送迎バスにつきましては、今後6月以降の地域公共交通再編で町が運行する支線交通のバスの車両として事業者に貸し出して利用してもらおうといたしますか、それに活用するということが1つです。

2つ目が今、太子くん号の10人乗りワゴンのトヨタのハイエース、たいしくんの柄が入っているところなんです、あれにつきましては予約型乗り合いワゴンの試行運行ということで5月末まで利用します。6月1日からはサロン送迎ということで、こちらで予算計上させて頂きました通り、各サロンと58ヶ所の今の駐車場を活用するんですけども、実際には集いの場、サロンと利用者をつなぐ送迎用として活用する車としまして、社会福祉協議会、これまだ予算あれなので、当然予定なんですけれども、今のところ考えておりますのが福祉センターの指定管理者でもあります社会福祉協議会に委託させて頂いて、その乗り合いワゴンですね、今、町の10人乗り、太子くん号を委託する時に手持ち弁当といいますか、消防の委託と同様に救急車、消防車におきましても本町で購入したものを委託先の富田林で経費も含めて委託して使っているというような形と同じようなイメージで乗り合いワゴンを委託の中に含めて、経費も含めて発注する。

もう一つ。一般会計の地域支え合い型の移動支援ということで、車両2台の購入を一般会計のほうで上げさせて頂きました。それにつきましては公用車貸出事業というのを、スタートの時期は未定でございますが、今のところ軽四を2台購入しまして、イメージとしましては、地域支え型の移動支援を実施して頂いております寿喜菜の会なりに予約制でその公用車を専用と致しまして借りて頂くというような仕組みを考えてございます。

以上です。

○阪口委員 それとあわせて、先程こういう形になって、利用しにくくなった人に対しても何か対策を取られるようなことをちょっと聞こえたんですけども。それと、そのこととあわせて、相談窓口というのは、それはどのようにやっていくのでしょうか。

○東條高齢介護課長 先程の利用しにくくなるという説明をさせて頂いたのが、その利用、立ち上げるにおきまして、当然、福祉センターの送迎バスで回っておりましたルートと、今回また金剛バスの路線バス、町が走らせています自然交通という2つのルートが福祉センターの送迎バスのルートと異なることもありまして、実際、福祉センターの送迎バスで福祉センターのご利用頂いていた方、もしくは予約型乗り合いワゴンを使って福祉センターに行かれていた方というのにつきましても、この新しいバスで福祉センターに行くのが困難であると思われる方をフォローするのが主な目的もございまして、介護保険この特別会計におきますサロン送迎という形で実施させて頂きました。

すみません、もう1点のご質問の相談窓口につきましては、アルバイト職員を1名計上させて頂いてございます。これにつきましては、当然、予約型乗り合いワゴンの今の利用者は約160人おられるんですけども、その方を当然6月以降もどのような交通手段で行けばいいか、今後もこれから高齢者、新しくまた免許返納される方であったり、様々な新しい移動手段が分からない方におきまして、高齢介護課の中にそういう窓口を設置しまして、地域包括支援センターと連携した形で生活支援も含めた高齢者のお困り事把握といいますか、そういうような窓口を設置する予定をしております。

尚、一定、今の地域公共交通の乗換チケットを含めて、色々ややこしいというお声も頂いておりまして、実際に走って見ないと分からないという高齢者のお声が多いんですけども、そういったお声にもリアルタイムで、今ここにいるのだけど、ここに行きたいのだけど、どうしたらいいかなというのを答えられるような体制作りを考えてございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 その248頁の高齢者虐待防止ということなんですけど、これは最近よく報道では虐待の問題が出ていますけれども、太子町では事例が最近あったのでしょうか。

○東條高齢介護課長 高齢者虐待に関わる案件につきましては、8050問題と言われるような、例えば息子さんがひきこもりであったり、アル中であったり、障がいがあったりと、色んなケースがございます。私がこの課に変わってきてからも数件ございまして、

ここで予算計上させて頂いておりますのは、当然うちのスタッフとケースに対応は入っていくんですけども、その際に法律でどこまでご本人さんに言っていような内容であったりというのでかなり悩むケースもございます。その時にこのような相談とか、支援を受けまして対応しているというふうなことでございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第14号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号、令和2年度太子町介護保険特別会計予算は、原案通り可決することに決しました。

次に、議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、内容の説明をさせていただきます。

まず始めに、附属説明資料をお願い致します。附属説明資料の1頁でございます。

令和2年度当初予算の総額は2億2千187万8千円で、前年度比2千564万4千円、13.1%の増となっております。

まず1頁、歳入でございます。保険料で1億7千602万6千円、前年度比2千260万8千円、14.7%の増となっております。増の主な要因と致しましては、被保険者の増加に加え、第7期となる令和2年度、令和3年度の保険料率の上昇の他、保険料軽減特例の段階的見直しの影響によるものとなっております。尚、特別徴収と普通徴収の現年度分における割合は、これまでの実績から6対4の割合と想定致しまして、それぞれ予算を計上致しております。又、滞納分と致しましては79万1千円を計上させて

頂いております。

次、繰入金の事務費繰入金 3 7 1 万 3 千円は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金となっております。保険基盤安定繰入金 3 千 5 1 0 万 8 千円は、政令軽減に係る 7 割、5 割、2 割の保険料軽減分を一般会計より繰り入れるものとなっております。その他、繰越金と延滞金等のその他収入を加えまして、総額 2 億 2 千 1 8 7 万 8 千円の予算総額となっております。次に、歳入の表の下でございます。被保険者見込み数は年度平均で 1 千 9 1 4 人、前年度と比べて 3 4 人の増を見込んでおります。そのうち、下の表になりますが、政令軽減に係る方は合計で 1 千 1 2 5 人、全体の約 6 割の方が軽減対象となるものと見込んでおります。

次に、頁の右側、2 頁をお願い致します。

歳出でございます。まず、総務費でございますが、徴収等に係る事務経費として総務費で 3 7 3 万 3 千円、前年度と比べまして 3 0 万円の増となっております。次に、広域連合納付金は 2 億 1 千 7 5 1 万 4 千円で、保険料と基盤安定繰入金等の収入を広域連合に支出する納付金となっております。その他、過年度分の保険料を還付する場合の保険料還付金及び還付加算金を計上させて頂いております。

それでは、予算書をお願い致します。頁が 2 7 0 頁、2 7 1 頁をお願い致します。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 2 3 1 万 6 千円、前年度と比べ 6 万 1 千円の増でございます。事業別区分 1 の一般管理事業 2 3 1 万 6 千円ですが、後期高齢者医療に係るクラウドシステム利用料や被保険者証の郵送料等を計上致しております。増の要因と致しましては、被保険者数の増加に伴い、被保険者証等の郵送料の増を見込んだことによるものでございます。2 項徴収費、1 目徴収費 1 4 1 万 7 千円、前年度と比べまして 2 3 万 9 千円の増でございます。事業別区分 1 の徴収事業 1 4 1 万 7 千円でございますが、保険料に係る納付書等の作成、郵送費等を計上致しております。増の主な要因と致しましては、コンビニ収納に係る委託料の増によるものでございます。

2 款広域連合納付金 2 億 1 千 7 5 1 万 4 千円、前年度比 2 千 5 3 4 万 4 千円の増となっております。増の主な要因と致しましては、2 年に 1 度となる保険料率の改定や保険料軽減特例の段階的見直しによるものとなっております。事業別区分 1 の広域連合納付事業 2 億 1 千 7 5 1 万 4 千円は、被保険者から納付頂きました保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合へ納付する広域連合納付金を計上致しております。

1 頁おめくり頂きまして、2 7 2、2 7 3 頁をお願い致します。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 6 2 万 1 千円及び 2 目還付加算金 1 万円は、過年度分保険料の返還に係る還付金及び還付加算金で、前年度と同額をそれぞれ計上させて頂いております。

続きまして、歳入でございます。戻って頂きまして 2 6 8、2 6 9 頁をお願い致します。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料では 1 億 8 6 4 万 6 千円を、2 目普通徴収保険料では 6 千 7 3 8 万円を計上致しております。被保険者 1 千 9 1 4 人分に係る保険料となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料で、前年度と同額の 3 万円を計上致しております。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金 3 7 1 万 3 千円、前年比 3 0 万円の増となっております。主な増の要因は、事務費繰入金の対象となる総務費の増によるもので、コンビニ収納代行委託手数料の増によるものとなっております。次に、2 目保険基盤安定繰入金で前年度比 1 7 3 万 6 千円増の 3 千 5 1 0 万 8 千円を計上致しております。

4 款繰越金でございますが、前年度に比べ 1 0 0 万円増の 7 0 0 万円を計上致しております。

5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金につきましては予算の頭出しとして 1 千円を計上させて頂いております。

議案第 1 5 号、令和 2 年度太子町後期高齢者医療特別会計予算についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 被保険者数が 3 4 人増えるということもあるんでしょうけれども、対前年と比べて 2 千 2 0 0 万円保険料が増えるということで。この大阪府の 1 人当たりの保険料といたら、全国で何番目ぐらいになるんですか。

○子安保険医療課長 すみません。後期高齢者医療保険料の大阪府の値段についてのご質

間でございます。只今が予算の編成のもととなっております7期の保険料につきましては、全国的な集計が当然まだ出来ておりませんので、分からないんですけども、その前の第6期、30年度分と31年度分の第6期の保険料と比較させていただきますと、大阪府におきます被保険者1人当たりの保険料、こちらは月額になりますが、6千752円となり、全国的に見ますと、東京、神奈川、愛知に次いで高いほうから4番目となっております。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権は政権復帰後の7年間で、消費税の税率を現在の10%へと2度にわたって引き上げ、合計13兆円もの増税を社会保障の為と言いながら、年金も医療も介護も生活保護も改悪し、合計4.3兆円もの負担増と給付削減を国民に押しつけました。格差と貧困に追い打ちをかけています。全世代型社会保障検討会議が昨年12月にまとめた中間報告では、現在の社会保障は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心等と世代間対立をありながら、高齢者に負担増や就労を求める姿勢を鮮明にし、医療費抑制の為、団塊の世代が後期高齢者とされる75歳以上になり始める2022年に間に合うよう、現在、原則1割の75歳以上の医療窓口負担に2割負担を導入する方針を明記しました。病気になりがちな高齢者に新たな経済的負担を強いることで、社会保障予算を削減、圧縮するのが狙いです。今でもお金のことを気にして通院を控える高齢者は少なくありません。窓口負担の2倍化を導入すれば、必要な受診を我慢する人達が続出しかねません。長生きの土台を掘り崩す負担増はきっぱり撤回すべきです。2割負担の導入は、2008年に発足した後期高齢者医療制度で続いてきた1割負担原則の大転換です。幅広い医療団体が、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保の為、1割負担維持を求めていたにもかかわらず、その声に逆らい、負担増を盛り込んだことは重

大です。政府は負担能力に応じたものと主張します。しかし、現役並み所得の75歳以上の制度開始時から既に3割負担です。保険料は75歳以上も年金収入等に基づき負担しています。保険料は改定の度に上昇傾向の一方、低所得者の軽減措置は次々撤廃されています。負担に耐えられず、保険料を滞納する75歳以上は年間約20万人に達し、滞納を理由に財産を差し押さえられた人も増加の一途です。年金が実質目減りする中、医療にかかる費用をどう賄うか、日々苦しんでいるのが圧倒的多数の高齢者の現実です。この実態を無視し、新たな負担増を高齢者に押しつける口実に、応能負担を持ち出すことは極めて乱暴です。75歳以上の親を介護している現役世代への打撃も計り知れません。年齢で差別する後期高齢者医療制度の廃止を求めて、反対の討論と致します。

○寺町委員長 今、阪口委員のほうから討論を言って頂いたんですけども、現行14号とおっしゃらなかったか、確認をしたいんです。15号案件なので、如何でしょうか。

○阪口委員 15号案件に変えてください。ようお願いします。

○寺町委員長 はい、そしたら、議事録のほうよろしくお願い致します。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第15号を原案通り可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立3名・反対1名)

○寺町委員長 起立3名、反対1。起立多数でございます。

議案第15号、令和2年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了致しました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れ様でございました。

午後 0時05分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 寺町幸雄